

## 飯塚市住宅ローン支援メニューのご案内

飯塚市では、嘉飯圏域定住自立圏（飯塚市・嘉麻市・桂川町）の移住・定住の取組みで横浜幸銀信用組合と協定を締結し、移住・定住者の住宅ローンに対する支援を実施しています。

# 嘉飯圏域(飯塚市・嘉麻市・桂川町)限定 住宅ローン特別金利

## 年 0.1%金利優遇

### ◆住宅ローンの商品概要



## 横浜幸銀信用組合

対象	下記、すべてを満たす個人のお客様が対象となります。 ○借入申込時年齢満 20 歳以上 65 歳未満の方で、完済時年齢満 85 歳以下の横浜幸銀信用組合の組合員の方、組合員加入資格のある方 ○安定継続した収入がある方 ○長期火災保険に加入頂ける方 ○横浜幸銀信用組合の審査可決となる方
目的	○住宅新築資金 ○土地付住宅(新築・中古)およびマンション等の分譲住宅(新築・中古)の購入 ○住宅建設予定地の購入 ○住宅ローン借換え資金 ○住宅購入と同時に行う住宅リフォーム資金 ○住宅リフォーム資金 ○上記に対する付帯工事費(門扉、造園、車庫、太陽光パネル設置、エコ設備等)や諸費用(登記費用、火災保険料、仲介手数料等)
お申込金額	○100 万円以上 6,000 万円以内(10 万円単位)
ご融資期間	○最長 40 年以内(借換え資金、増改築資金等の場合は、別途規定の返済期間を適用します。)
ご返済方法	○元利均等分割返済。ボーナス月増額返済の併用もできます。 ○ボーナス返済部分の元金はお借入額の 50%までとします。
内容	○住宅ローンの基準金利を 0.1%引き下げる。

(注) 利率や審査基準は変わることがあります。詳細は金融機関へお尋ねください。

【お問い合わせ】

横浜幸銀信用組合 飯塚支店

住所：飯塚市新飯塚 12-16

TEL：0948 - 22 - 7007

0120 - 86 - 1493

【相談受付時間】 平日 9:00 ~ 17:00

## 飯塚市住宅取得補助事業のご案内

### 《飯塚市戸建て中古住宅取得補助金》

詳細はこちら



#### ■補助金の額

購入費※の100分の10（千円未満切捨て） + 子ども加算 10万円×人数

※消費税を除きます。

- 「購入費の100分の10」の額が30万円を超えるときは「30万円」です。
- 申請日において、世帯員に満15歳に達する日以後最初の3月31日までの間にある者（申請者の2親等内の親族に限る）が含まれている場合は、1人につき10万円が加算されます。ただし、補助金の上限は購入費（消費税等を除く）までです。

#### ■交付対象者の要件（主なもの）

- 自ら居住するために築10年を経過した戸建て中古住宅を購入し、その住宅に居住する方
- 取得するマイホームに5年を超えて定住する方

#### ■補助対象となる住宅の要件

- 築10年を経過した戸建て中古住宅
- 購入契約後もしくは転居後1年を経過していない中古住宅

### 《飯塚市筑豊地域外からの移住者住宅取得奨励金》

詳細はこちら



#### ■補助金の額

基本額 100万円 + 子ども加算 10万円×人数

- 申請日において、世帯員に満15歳に達する日以後最初の3月31日までの間にある者（申請者の2親等内の親族に限る。）が含まれている場合は、1人につき10万円が加算されます。※ただし、補助金の上限は購入費（消費税等を除く）までです。
- 購入費（消費税を除く）が上限です。  
※他の補助金等を併用する場合は、その補助金等の額を合算します。

#### ■交付対象者の要件（主なもの）

- 令和2年4月1日以後住宅取得の契約をし、その住宅に居住する方
- 転入後3年以内に住宅を取得する契約をした方（転入前の契約も対象になります）
- 転入前3年以上筑豊地域外に居住していた方
- 取得するマイホームに5年を超えて定住する方

#### ■補助対象となる住宅の要件

- 住宅を取得した契約日が令和2年4月1日以後の住宅
- 新築住宅、中古住宅
- 取得後もしくは転居後1年を経過していない住宅

※各補助事業については、**その他条件がありますので、詳細は下記にお問い合わせください。**

#### お問い合わせ

飯塚市 都市建設部 建設政策課 住環境整備係

TEL：0948-22-5500（内線1526）・FAX：0948-22-6271

これは令和5年度作成の広告です。内容は、年度替わり等により変更となる場合がございますので、あらかじめご了承くださいませようお願いいたします。